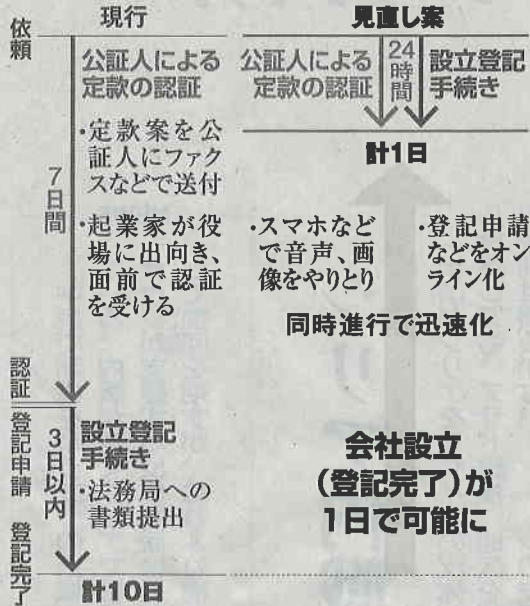


「10日」→「1日」 会社設立を短縮化

直接面談 スマホでOKに



政府は、株式会社の設立にかかる期間を今の10日から1日に短縮できるようにする方向で最終調整に入った。登記に必要な公証人による定款のチェックを、今の直接面談からスマホやパソコンでも受けられるようにオンライン化する。手続きを簡素化して起業を促す狙いで、6月にまとめる新たな成長戦略に盛り込む。関連法の改正も検討する。

株式会社の設立には、まず会社の目的や組織など基本的なルールを決める定款について、公証人の認証を受ける決まりだ。詐欺や資金洗浄など犯罪の「隠れみ」に使われるのを防ぐため、起業家が公証人役場に向いて直接チェックを受けている。今は依頼から1週間ほどかかる。見直し案では、起業家が役場にかずにスマホやパソコンを通じて公証人と面談できる。手数料5万円は変わらない。

公証人の権益「温存」指摘も

い。認証後の法務局への設立登記手続きも、同時並行でオンラインで済ませられるようにし、24時間で登記できる。

日本の全ての事業所に占める新設の割合を示す「開業率」は5・6%（2016年度）と、10%台半ばの英国など欧米より低い。設立の煩雑な手続きが一因とされ、安倍政権は昨夏、株式会社などの法人をつくる手続きをオンライン化すると閣議決定していた。

その後発足した学者や経済界でつくる政府の検討会は、公証人による定款認証制度そのものが「必要なし」との意見で一致した。だが、公証人を所管する法務省が「不正目的の会社設立を防げなくなる」

と反対し、残ることになった。

これに対し、企業側からは「岩盤規制の温存だ」と批判の声があがる。公証人の面前認証は「形骸化している」との指摘が根強い。起業家は司法書士を代理人に立て、自分は立ち会わないケースも多く、問題がなければ、面談は10分ほどで済む例も少なくない。

遺言状作成や定款認証を手がける公証人は全国に約500人。検察官や裁判官OBが多い公証人の平均収入は約3千万円で、うち定款認証の手数は約900万円を占めるとされる。そのため、「公証人の既得権益を守るためだ」との指摘も出ている。

（編集委員・堀籠俊材、座小田英史）